



立教大学

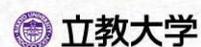
立教税理士会寄附講座 企画講座3「租税と税理士制度」

平成29年11月27日 第9回

相続税・贈与税の基礎

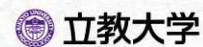
担当 : 永田 裕哉

I 自己紹介



- 永田裕哉(ながたゆうや) 昭和61年生まれの31才
- 平成17年 立教新座高等学校 卒業
- 平成21年 立教大学 経済学部 卒業
 - 大学3年生の秋から税理士試験の勉強を開始
 - テニサーとゼミでお酒漬けの日々を過ごす。
- 平成22年 立教大学大学院 経済学研究科 修了
 - 簿記論と財務諸表を合格済
- 平成22年～平成26年 大手税理士事務所に勤務
 - 主に中小企業(大規模)の事業承継や法人税等の申告業務・相続業務
- 平成26年 新宿で税理士事務所を開業
 - 【仕事内容】 地主の各種業務
 - 土業(弁護士・司法書士・医師)の顧問
- 現在に至る

II 若い税理士について



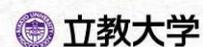
2016年 税理士実態調査より

開業税理士

20代	29 件	0.12%
30代	1,238 件	4.96%
40代	3,373 件	13.52%
50代	4,516 件	18.10%
60代	8,840 件	35.43%
70代	3,849 件	15.43%
80代以上	2,991 件	11.99%
無記入	114 件	0.46%
合計	24,950 件	100.00%

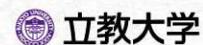
→ 20代の税理士は0.1%
チャンス有

本題(今日のポイント)



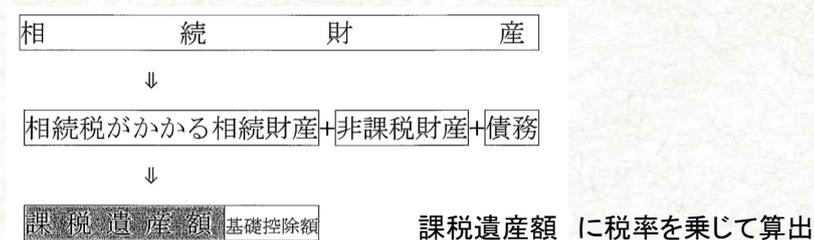
- 1 相続税とは
- 2 相続人とは
- 3 相続税の計算方法
- 4 相続財産とは
- 5 相続税の計算
- 6 贈与税
- 7 贈与税の特例

1 相続税とは

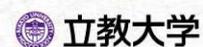


- ① 死亡した人の財産を相続 → 相続
 - ② 死亡した人の財産を「遺言書」によって取得 → 遺贈
- 相続・遺贈により財産を取得した人が納める税金

【相続税の仕組み】



2-1 相続人とは

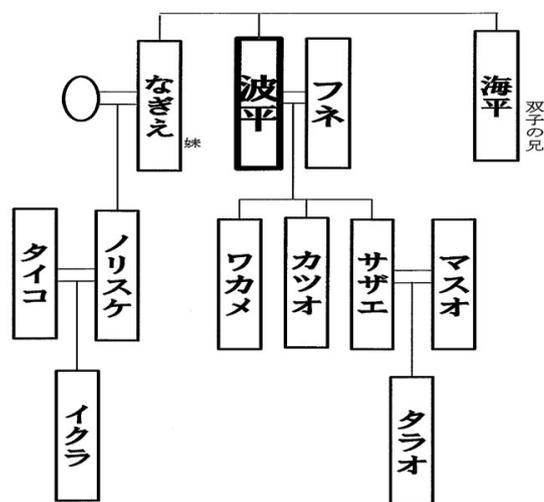


・ 基本的に法定相続人が相続人になります。
法定相続人は以下のようになります。

- ・ 配偶者は常に法定相続人
- ・ 第一順位 子⇒孫⇒ひ孫
- ・ 第二順位 父母⇒祖父母
- ・ 第三順位 兄弟姉妹⇒おい・めい

2-2 相続人とは

立教大学



波平の法定相続人は
フネ・サザエ・カツオ・ワカメ

2-3 相続人とは

立教大学

【法定相続分とは】

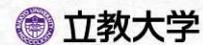
民法で定められている分け方。

必ず法定相続分で遺産を分割しなければならないわけではない。

ただし、法定相続分は相続税額を求める場合や遺産分割協議がまとまらないとき等、法律上の目安になる。

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合	 配偶者 1/2 子 1/2	 子
子がいない場合	 配偶者 2/3 親 1/3	 親
子も親もない場合	 配偶者 3/4 1/4 兄弟姉妹	 兄弟姉妹

2-4 相続人とは



【遺留分とは】

遺留分とは民法により相続人に保障されている最低限の相続分

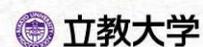
計算方法 → 法定相続分 × 1/2

※ 兄弟姉妹には遺留分は無い

例) フネとサザエ・カツオ・ワカメの場合の各相続人の遺留分

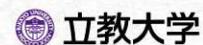
	法定相続分割合	遺留分割合	遺留分
フネ	1/2	1/2	1/4
サザエ	1/2 × 1/3	1/2	1/12
カツオ	1/2 × 1/3	1/2	1/12
ワカメ	1/2 × 1/3	1/2	1/12

3 相続税の計算方法



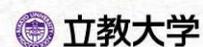
- ① 相続財産
 - +
 - ② (みなし相続財産△控除額)
 - +
 - ③ 相続税の係る贈与財産
 - △
 - ⑤ 債務控除
 - △
 - ⑥ 葬式費用
- ⇒ 相続税のかかる相続財産(課税標準額)
- ⇒ 各相続人毎に計算して納税をする。

4-1 相続財産とは



- ① 民法上に定められている相続財産
- 1 現金預金
 - 2 土地
 - 3 土地上の権利 …… 借地権等
 - 4 家屋
 - 5 構築物 …… 駐車場等
 - 6 有価証券 …… 株式・出資・国債・投資信託等
 - 7 家庭用財産 …… 家具・自動車・書画骨董等
 - 8 事業用財産 …… 機械装置・器具備品・商品・売掛金等
 - 9 その他財産 …… 貸付金・ゴルフ会員権等

4-2 相続財産とは

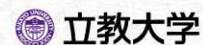


- ② みなし相続財産(受取人固有の財産)
 ※ 遺留分にはならず、受取人の財産になる。

死亡保険金 ・ 死亡退職金
 非課税枠 500万円 × 法定相続人の数

- ③ 相続税の係る贈与財産
- ・ 相続開始前3年以内の贈与財産
 - ・ 相続時精算課税制度を利用して贈与した贈与財産

4-3 相続財産とは



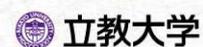
④ 非課税財産

1 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物
ただし、骨とう的価値があるなど投資の対象となるものや商品として
所有しているものは相続税がかかります。

2 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人
などが相続や 遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業に使
われることが確実なもの

3 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はそ
の人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給さ
れる給付金を受ける権利

4-4 相続財産とは



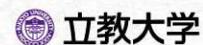
④ 非課税財産

4 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要
件を満たすもの

なお、相続人のいずれかが引き続きその幼稚園を経営することが条
件となります。

5 相続や遺贈によって取得した財産で相続税の申告期限までに国又
は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附した
もの、あるいは、相続や遺贈によってもらった金銭で、相続税の申告期
限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの

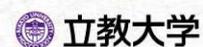
4-5 相続財産とは



⑤ 債務控除

- 1 銀行借入
- 2 未払(相続時点)の公共代金
- 3 未払(相続時点)の医療費
- 4 公租公課(相続時点で未払いのもの)固定資産税や所得税・住民税
- 5 未払(相続時点)の未払金(老人ホームの請求など)
- 6 預かり敷金・保証金

4-6 相続財産とは



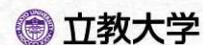
⑥ 葬式費用

- 1 通夜費用・本葬儀費用
- 2 通夜・本葬儀に係る飲食代
- 3 僧侶・寺院へのお布施・戒名代
⇒ 領収書が無い場合(が多い)にはメモ書きでも可能
- 4 火葬・埋葬・納骨の費用
- 5 遺体運搬費用
- 6 お手伝いへの謝礼

※ 控除できない葬式費用

- ・香典返戻費用・墓地整備・買入れ費用
- ・仏具代・初七日・四十九日法要 など

5-1 相続税の計算



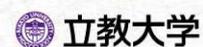
・相続税の2割加算

親・子・配偶者以外の方が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算する。

・相続税額の控除

- ①配偶者控除・・・配偶者は取得した財産の1/2以下又は、1億6千万円までは相続税が課せられない
- ②未成年者控除・・・相続人が20歳未満の場合は、20歳に達するまで、1年につき10万円が相続税から控除される。
- ③障害者控除・・・相続人が障害者の場合には85歳に達するまで、1年につき10万円が相続税から控除される。
- ④贈与税額控除・・・相続開始前3年以内の贈与財産の価額は相続財産の価額に加算し、その贈与に支払った贈与税額は相続税から控除される。

5-2 相続税の計算

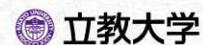


【前提】 波平 の 相続時の財産債務

相続財産		債務・葬式費用	
土地	20,000,000	住宅ローン	3,000,000
建物	5,000,000	葬式費用	3,000,000
現金預金	20,000,000	固定資産税	200,000
家財道具	200,000		
生命保険金	30,000,000		
ゴルフ会員権	1,000,000		
	76,200,000		6,200,000

※ 生命保険料 5000万円 △ (相続人の数 4 × 500万円) = 3000万円

5-3 相続税の計算



【相続税の計算】

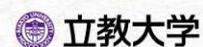
① 課税される相続財産の計算

1 課税価額	$76,200,000円 \triangle 6,200,000円 = 7,000万円$
2 基礎控除	$3,600万円 + (相続人 3人 \times 600万円) = 5,400万円$
3 課税遺産額	$7,000万円 \triangle 5,400万円 = 1,600万円$

3 相続した財産の割振り

遺言若しくは、遺産分割協議		
フネ 80歳	40% 取得	6,400,000
サザエ 55歳	20% 取得	3,200,000
カツオ 45歳	20% 取得	3,200,000
ワカメ 44歳	20% 取得	3,200,000
合計	100%	16,000,000

5-4 相続税の計算



4 相続税の総額の計算

取得者	法定相続分	法定相続分の財産額	税額計算	相続税額
フネ 80歳	1/2	8,000,000	10%	800,000
サザエ 55歳	1/6	2,666,667	10%	266,667
カツオ 45歳	1/6	2,666,667	10%	266,667
ワカメ 44歳	1/6	2,666,667	10%	266,667
相続税の総額				1,600,000

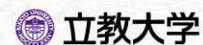
○相続税の速算表

課税価格	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

5 各相続人の相続税の計算

取得者	取得財産の割合	相続税額	控除額	差引相続税額
フネ 80歳	40% 取得	640,000	-640,000	0
サザエ 55歳	20% 取得	320,000	0	320,000
カツオ 45歳	20% 取得	320,000	0	320,000
ワカメ 44歳	20% 取得	320,000	0	320,000
相続税の額				960,000

5-5 相続税の計算



・相続税は死亡の日から10ヵ月以内に申告納付

【税理士の仕事】

〈相続発生後早急に〉

- ・ 遺言書の有無の確認
- ・ 戸籍等による相続人の確認

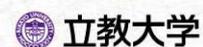
〈相続発生後4ヵ月以内に〉

- ・ 準確定申告(1/1～死亡日の確定申告)の申告及び納付

〈相続発生後10ヵ月以内に〉

- ・ 遺産債務の調査、評価、鑑定
- ・ 遺産分割協議書の準備(弁護士)
- ・ 相続税申告書の作成
- ・ 相続税額の報告・納税資金の準備
- ・ 遺産の名義変更の確認
- ・ 相続税の申告・納付の確認

6-1 贈与税



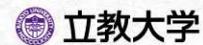
・贈与とは

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償にて相手側に与える意思表示をし、相手側が受諾を為すことによってその効力を生ずる事

⇒ 当事者と相手側の合意があれば、成立する。

※口約束でも契約は成立しますが、税理士としては、「実印と署名による贈与契約書」及び振込明細により確実な贈与を提案しております。

6-2 贈与税



暦年課税

① 贈与者の基礎控除額

受贈者一人につき年額(1/1~12/31)110万円

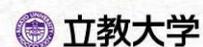
② 贈与税額の計算式

贈与税額 = (贈与財産△110万円) × 税率

【 成人(20歳以上)が1000万円の贈与を受けた場合 】

贈与者	兄	父
① 課税価格(1000万円△110万円)	890万円	890万円
② 税率	40%	30%
③ 控除額	125万円	90万円
① × ② △ ③ = 贈与税額	231万円	177万円

6-3 贈与税



【一般贈与財産用】(一般税率)

この速算表は、「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	3,000万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】(特例税率)

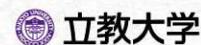
この速算表は、直系尊属(祖父母や父母など)から、その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)※への贈与税の計算に使用します。

※ 「その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)」とは、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系卑属のことをいいます。

例えば、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などに使用します。(夫の父からの贈与等には使用できません)

基礎控除後の課税価格	200万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	4,500万円 以下	4,500万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

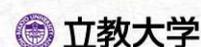
6-4 贈与税



相続時精算課税

- 60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の子・孫への生前贈与について、子・孫の選択により利用できる制度。贈与時には贈与財産に対する軽減された贈与税を支払い、その後相続時にその贈与財産とその他の相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算します。
- この制度には**2,500万円の特別控除**があり、同一の父母または祖父母からの贈与において**限度額に達するまで何回でも控除**ことができ、2,500万円までの贈与には贈与税がかからないこととなります(ただし、**相続時精算課税制度を利用した場合、贈与税の基礎控除(110万円)の利用はできません**)。
- 贈与額が2,500万円を超えた場合には、超えた額に対して一律20%の贈与税が課税**されますが、その贈与税は相続時に相続税額から差し引かれ、相続税額が少ない場合は差額が還付されます。相続時精算課税制度は、選択制ですから、例えば父からの贈与については選択するが、母からの贈与には選択しない(従来^の贈与を適用する)ことができます。ただし、一度選択したら取り消すことはできません。

7-1 贈与税の特例



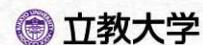
・夫婦間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除

⇒婚姻関係20年以上の夫婦の間で、居住用財産・居住用財産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円の他に最高2000万円まで控除できる。

・住宅取得資金の贈与

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、父母や祖父母などからの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。)の対価に充てるための金銭(以下「住宅取得等資金」といいます。)を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

7-2 贈与税の特例



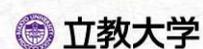
イ 下記口以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日～平成32年3月31日	1,200万円	700万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,000万円	500万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	800万円	300万円

ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～平成32年3月31日	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	1,200万円	700万円

7-3 贈与税の特例



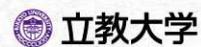
・ 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税

平成25年4月1日～平成31年3月31日までの間に、30歳未満の子や孫が父母祖父母から教育資金を一括して贈与を受けた場合には1500万円（学校等以外に支払う金銭は500万円が限度）までが非課税。

※ 取扱銀行での口座開設など一定の手続きがある。

子や孫が30歳に達したときに残額がある場合には、その額に贈与税が課される。

7-4 贈与税の特例



・結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税

平成27年4月1日～平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の子や孫が父母祖父母から結婚・子育て資金を一括して贈与を受けた場合には1000万円(結婚費用として支出するものは300万円が限度)までが非課税。

※ 取扱銀行での口座開設など一定の手続きがある。

子や孫が50歳に達したときに残額がある場合には、その額に贈与税が課される。

贈与者が亡くなり、残額がある場合は、贈与者の相続財産になる。